

第3回 岡山県最低賃金専門部会

議 事 要 旨

1 日 時

令和8年8月3日（月曜日） 午後3時00分～

2 場 所

岡山市北区桑田町1-36

岡山地方合同庁舎 3階会議室

3 出席者

公 益 委 員 : 2人（欠席1人）

労働者代表委員 : 3人

使用者代表委員 : 2人（欠席1人）

4 審議事項

（1）岡山県最低賃金額審議

5 議事要旨

（1）岡山県最低賃金額審議

岡山県最低賃金額について審議され、労使双方の委員から以下の意見が述べられた。

【労働者側の意見要旨】

64円を提示する。

- ・ 基本的な考え方に変更はない。
- ・ 連合リビングウェッジの水準を求めることに変わりはない。
- ・ 春季賃上率では最低賃金近傍の労働者の生活改善には至らない。率ではなく賃上げ額に注目すべき。

【使用者側の意見要旨】

44円を提示する。

- ・ 基本的な考え方に変更はない。
- ・ 影響率は高止まりし、企業の負担、企業経営への影響は大きい。
- ・ 賃上げの実態を重視、特に中小企業における2026年春季賃上げ妥結状況を考慮する必要がある。

（2）公益から、今後の進め方について意見を求めたところ、労使双方から、これ以

上の金額提示は難しく、持ち帰り検討したいとの意見があり、審議は次回に持ち越されることとなった。

6 その他
特になし。

7 配布資料
なし